

平成 25 年度関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物立入検査結果について

平成 26 年 9 月 29 日
関東東北産業保安監督部
電力安全課

はじめに

関東東北産業保安監督部では、電気事業法第 107 条の規定に基づき自家用電気工作物設置者への立入検査を実施しています。

立入検査では、“電気設備の技術基準適合状況”“電気主任技術者の執務状況”“保安規程の遵守状況”について確認しています。

電気事業法では、電気工作物設置者の自己責任の明確化によって自主保安体制の確立が求められており、本立入検査によって自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者に自主保安体制の更なる意識の向上を指導しています。

立入検査事業場の選定及び検査結果

1. 立入検査事業場の選定

立入検査を行う事業場の選定には、主に以下の観点に基づいています。

- ① 電気関係報告規則に規定する事故が発生した事業場
- ② 交通、放送、医療、通信、ガス、上下水道等の社会的に重要と認められる事業場
- ③ 保安の確保が適切でないおそれのある事業場
- ④ 電気保安の実態を把握する必要があると認められる事業場
- ⑤ 経年劣化のおそれのある事業場

2. 立入検査の結果

平成 25 年度は、27 事業場へ立入検査を実施し、うち 8 事業場について指摘事項がありました。

指摘事項は、前述“電気設備の技術基準適合状況”“電気主任技術者の執務状況”“保安規程の遵守状況”の順に沿って以下、ご紹介いたします。

(1) 電気設備の技術基準適合状況

電気設備の技術基準適合状況の指摘を受けた事業場で最も多い事項は、「負荷設備側（低圧）における電路の絶縁抵抗値が基準に満たしていない」です。

年次点検等によって、電路の絶縁抵抗値が基準未満であると主任技術者等から指摘を受けても、原因の特定をしないまま、その回路を継続使用していました。

また、架空電線への他物接触や離隔距離不足は、思わぬ短絡事故を引き起こす起因となるだけでなく、場所によっては波及事故や火災に至ることもあります。

	不良事項及び検討事項	電技条数 (電技解釈条数)	件数
受変電設備	接地抵抗の値が過大	10, 11 (19)	1
	電柱の足場金具等が地表上 1.8m 未満に設置されている	24 (53)	1
	高圧（低圧）架空電線が植物に接触している	29 (79)	1
	高圧（低圧）架空電線等相互の離隔距離が不足している	28 (74～76)	1
負荷設備	電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない	5, 58 (14, 15)	5
	注意事項及び検討		件数
受変電設備	通気孔、ケーブル貫通部等から小動物侵入の可能性あり		1

(2) 電気主任技術者の執務状況

電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を職務として行うこととなっています。

当事項について、2件の指摘があり、うち電気主任技術者の職務を兼任で行う事業場において、保安規程で規定する執務の頻度が満足していませんでした。

また、外部委託の事業場においては、管理技術者が保安規程で規定した点検頻度に基づいた点検を適切に行っていないことが認められました。

上記の様な事業場に電気主任技術者が常勤していない兼任や兼務、外部委託では、保安規程で規定している執務頻度（点検を含む）や、電気工作物の工事監督などの際に職務不履行となりがちですので、くれぐれもご注意ください。

選任形態		専任	兼任・兼務	許可	外部委託	統括	その他
検査件数		8	6	0	13	0	0
指摘事項	執務不十分		1		1		
	主任技術者等の変更を要す						
	執務不良						
	退職・転職						
	他社社員						
	その他						

(3) 保安規程の遵守状況

保安規程は、自家用電気工作物設置者が電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために自らが作成するものです。

この保安規程と電気保安法令を遵守することは、自主保安体制を確立する上で最も重要なことです。

指摘事項では、電気工作物の保守状況不良（点検不履行等）が最も多い件数となりました。主に保安規程によって規定された点検頻度や内容を、様々な理由で未実施のままにしていました。

本立入検査によって、保安規程の遵守状況を確認することは、設置者及び電気主任技術者に対して、自主保安体制の再認識をしていただく機会でもあると考えています。

指摘事項	選任形態						
	専任	兼任・兼務	許可	外部委託	統括	その他	
届出書類の手続き不良	2	1					
保安業務の運営管理体制不十分				1			
電気工作物の保守状況不良（点検不履行等）		1		3			
点検・測定記録の整備不良							
手続き書類等の整備不良							
図面等の整備不良	1						
保安業務従事者に対する保安教育未実施		1		1			